

探究学習ガイドブック作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、探究学習ガイドブック作成業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

探究学習ガイドブック作成業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙 1「探究学習ガイドブック作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 事業費上限額

3,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。

- ・ 印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 27 年告示第 69 号）に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日において受けている者。また、令和 8 年度印西市入札参加資格を有さない者（印西市における令和 8 年度入札等参加資格者名簿に登録がない者をいう。）にあっては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
- ・ 電子交換所（手形交換所）による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者。
- ・ 当該事業の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ・ 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 5 月 2 日告示第 95 号）の別表に規定する措置要件に該当する者。また、令和 8 年度印西市入札参加資格を有さない者にあっては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

(2) 過去 5 年間で国及び地方公共団体において本業務と同種の履行実績を有する者であること。

なお同種の履行実績とは、国及び地方公共団体または学校法人等からの受注で、探究学習ガイドブックに類する作成をいう。

- (3) 探究学習ガイドブックを作るにあたり、令和12年度に実施が予定されている次期学習指導要領では、情報活用能力を探究的な学びの基盤と位置付けると同時に抜本的な向上を図ることとされており、本業務では専門的な知識を使用するため、募集開始の日に中学校の技術分野の教科用図書または高等学校の情報科の教科用図書を発行している会社であること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	内容	期日・期間等
1	公告日	令和8年4月16日(木)
2	質問受付期間	令和8年4月16日(木)から4月23日(木)正午まで
3	質問回答予定日	令和8年4月28日(火)
4	応募受付期間	令和8年4月30日(木)から5月13日(水)17時まで
5	審査結果通知予定日	令和8年5月21日(木)
6	契約締結予定日	令和8年5月下旬

※ 都合により期日等が変更となる場合は、本市ホームページにおいて告知する。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、別紙1「質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで「12 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2) 受付期間

令和8年4月16日(木)から4月23日(木)正午まで

(3) 回答方法

質問及び回答は、令和8年4月28日(火)(予定)に本市ホームページ上にて公開する。質問が無かった場合もその旨を公開する。なお、質問内容が質問者独自の提案に関わるものと判断した場合は公開せず、当該質問者のみへ回答する。

6 応募の手続

本プロポーザルへ応募を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 共通

	書類名
①	参加申請書【様式1】
②	企業概要【様式2】

③	<u>受注実績表【様式 3】</u> 10 件まで記載し、記載した全件について受注を確認できる書類（契約書・仕様書の写し）を添付すること。受注実績は、現在履行中のものを含めて差し支えない。
④	<u>暴力団等排除に関する誓約書【様式 4】</u>
⑤	<u>企画提案書表紙【様式 5】</u>
⑥	<u>業務実施体制【様式 6】</u>
⑦	<u>作業工程表</u> [任意様式]
⑧	<u>見積書</u> [任意様式]
⑨	<u>企画提案内容</u> [任意様式] (ア) 対象である小学校3年生から中学校3年生に使用してもらえる考え方を記載すること。 (イ) 本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、事業費上限額以内において本業務に効果があると見込まれる提案があれば、追加提案として記載すること。 (ウ) A4 サイズ横で作成し、ページ番号を付すること。資料は両面で10 ページまでとする。 (エ) 企画提案は、1 者につき1 案とする。

(2) 印西市における令和8年度入札等参加資格者名簿に登録がない者

	書類名
①	直近の決算書損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書
②	履歴事項全部証明書（写し可、発行日が申請日以前で3か月以内のもの）
③	印鑑証明書（写し可、発行日が申請日以前で3か月以内のもの）
④	<u>委任状</u> 本社以外で取引を希望する場合には提出してください。
⑤	<u>納税証明書</u> （写し可、発行日が申請日以前で3か月以内のもの） 完納証明書又は未納税額のない証明。 <hr/> ○法人の場合 法人税並びに消費税（様式その3の3）都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書） <hr/> ○個人の場合 申告所得税並びに消費税（様式その3の2）都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の個人事業税納税証明書） <hr/> （注）本社以外で取引を希望される場合、本社及び委任先の都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）を提出してください。

(3) 受付期間

令和8年4月30日（木）から5月13日（木）17時まで（必着）（土曜・日曜日、祝日を除く）

(4) 提出方法

「12 担当事務局」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

7 受託候補者の選定

提出された書類により、委員会において審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

委員会において別紙3「審査基準」に基づき審査の評価を行い、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、別紙3「審査基準」に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とする。

(2) 結果通知

結果については、令和8年5月21日（木）（予定）に、全ての参加者に対し、メールにて通知する。

(3) 参加者が1者のみの場合

参加者が1者のみの場合でも、原則として審査を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領及び仕様書を満たし、「9 失格事項」に該当しないと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

(4) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、委員会の合議により上位者を決定する。

(5) その他

審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

8 契約の締結

受託候補者として選定された者と、随意契約の相手方として契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また見積書の提案額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

9 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (7) 見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

10 手続きにおいて使用する言語等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本円

11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、再提出等を認めない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、印西市情報公開条例（平成 12 年条例第 24 号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。なお、不開示情報として印西市情報公開条例第 7 条第 3 号のア又はイ（会社が保有する技術的提案事項）に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載することにより、不開示情報とする（記載例：印西市情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当するものとして企画提案書 5 頁から 7 頁までの全部）。
- (5) 審査に係る電話等の問い合わせには応じない。
- (6) 企画提案書については、プロポーザル方式実施のために使用するものとして印西市に 無断でその目的のために使用することはできない。
- (7) 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上、定めるものとする。

12 担当事務局

印西市役所 教育委員会 教育部 教育 DX 推進室

担当：嶋野、西元

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2

電話：0476-33-4692 メール：kyouikudx@city.inzai.chiba.jp